

今定例会で可決された議案

議員等提出

◆条例の一部改正

- 茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例
- 茨城県議会情報公開条例の一部を改正する条例
- 茨城県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 茨城県消費生活条例の一部を改正する条例
- 茨城県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例
- 茨城県健康やかことも基金条例の一部を改正する条例
- 茨城県地域自給対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

◆意見書

- 白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書

◆知事提出

◆平成二十八年度当初予算関係

- 一般会計予算(一件)
- 特別会計予算(十二件)
- 企業会計予算(六件)

◆平成二十七年度補正予算関係

- 一般会計予算(一件)
- 特別会計予算(十二件)
- 企業会計予算(六件)

◆条例の制定

- 茨城県行政不服審査会条例
- 行政不服審査法に基づく書面等の交付に係る手数料の額等を定める条例
- 職員の退職管理に関する条例
- 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例
- 茨城県国民健康保険財政安定化基金条例
- 茨城県東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例
- 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例
- 茨城県地域自給対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
- 茨城県健康やかことも基金条例の一部を改正する条例
- 茨城県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例
- 茨城県消費生活条例の一部を改正する条例
- 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 茨城県消費生活条例の一部を改正する条例
- 茨城県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例
- 茨城県健康やかことも基金条例の一部を改正する条例
- 茨城県地域自給対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

◆人事

- 教育委員会委員の任命について
- 公安委員会委員の任命について

◆その他

- 包括外部監査契約の締結について
- 男女共同参画の推進に関する基本的な計画について
- 県有財産の売却処分について
- 法人に対する出資について
- 県が行う建設事業等に対する市町の負担額について
- 工事請負契約の締結について
- 権利の放棄について

◆報告

- 地方自治法第七十九条第一項の規定に基づく専決処分について

可決された意見書

- 白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書

(全文はホームページでご覧いただけます)

委員会等人事

桜井富夫議員が議会運営委員会委員を三月二十五日付、議会改革推進会議委員を四月一日付で辞任したことに伴い、新たに両委員に葉梨衛議員が選任されました。

県議会のしくみ

県議会の役割

県民の代表者による話し合いの場

私たちの住む茨城県を、より良い郷土にしていくためには、みんなで話し合い、そして決めたことを実行していかなければなりません。しかし、県民全員が集まって相談することは、実際には困難です。

そこで、選挙によって代表者を選び、県民のために働いてもらう、という議会政治の方法がとられ、県議会が設けられています。

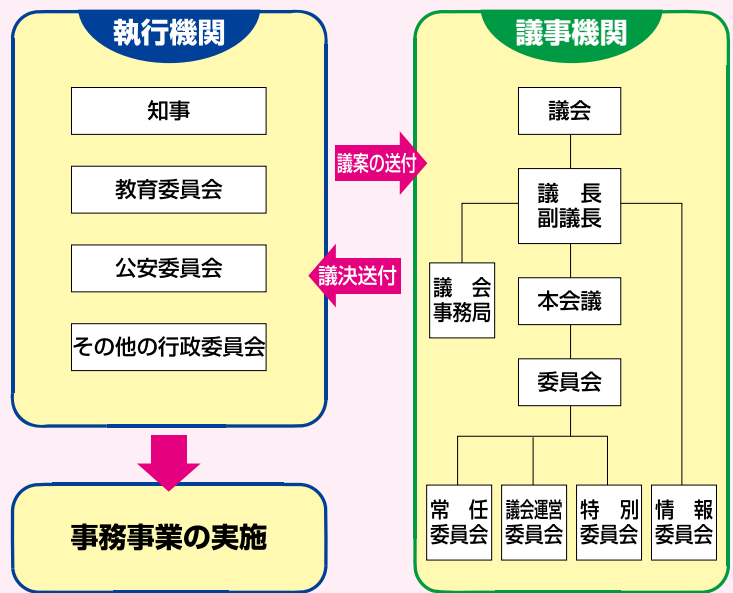
県議会は、県民から選ばれた議員によって構成され、県民全体を幸福にするための方法について、話し合っていて決めています。なお、このような相談・決定の場を、議事機関といいます。

知事などの仕事を検査・調査

県議会で決められたことは、知事部局・教育委員会・公安委員会などにおいて、実行に移されます。決められたことに基づき実際に仕事をする、これらのところを、執行機関といいます。

執行機関の仕事が適正なものか、決められた通りに進められているかどうかについて、県議会は検査・調査をする権限を持ち、事務の内容について確認しています。県議会(議事機関)と執行機関は、それぞれ独立した機関として対等の立場にあり、互いに協力して県政を運営しているところから、車の両輪に例えられています。

2本の柱(議事機関と執行機関)



県議会の概要

主な権限

議決権：これは議会に与えられた最も重要な権限で、大きく3つに分かれます。

- ①立法に関するもの
 - 県条例を定めたり、改正したり、廃止したりすることを決めます。
- ②財政に関するもの
 - 県の予算を決めたり、決算を認定したり、県の一定基準以上の財産を取得または処分することを決めます。
- ③その他
 - 県が大事な契約をするとき、また市町村の合併を決めるときなど、重要な事項については全て議会の議決が必要です。
 - また、県民から提出された請願を審査し、適当なものは県政に反映されるよう努めます。

検査権と調査権：議会で決めた通りに県が仕事をしているかどうか検査し、調査する権限です。必要に応じて執行機関に報告を請求し、説明を聴取したり、関係人を呼んで証言を求めたりすることができます。

同意権：副知事、教育長、教育委員会委員など、重要な人事は知事が選任または任命する前に議会の同意が必要となります。

意見書提出権：県民の利益に関することについて、議会の意思を意見書としてまとめ、国会や関係行政機関に提出することができます。

選挙権：議長、副議長、選挙管理委員会委員などを選挙します。

議長と副議長の役割

議長、副議長とも議会の選挙によって選ばれます。議長は議会の運営について法律や規則によって権限が与えられており、議会を代表します。副議長は、議長が病気その他事故があるとき、また議長が欠けたときに、議長の代わりを務めます。

定例会と臨時会

毎年決まった時期に開かれるのが定例会です。通常2月、6月、9月、12月の時期で年4回あり、県民の生活に深い関わりのある県政の方針や、予算、条例などを審議しています。また、臨時会は必要があるときに開かれます。なお、議会の招集は知事が行います。